

償却資産Q & A

Q 1. 昔から事業を行っていたが、償却資産申告書が初めて送られてきた。

申告しなければならないか？

A 1. 償却資産は自治体での把握が困難なため、地方税法の規定により償却資産所在地の市町村に申告する制度になっています。申告書が届かなくても、事業用資産をお持ちの方は申告を行う義務があるので申告をお願いします。

Q 2. 法人税・所得税は非課税である。償却資産の申告はしなければならないか？

A 2. 償却資産を持っていれば、申告が必要です。社会福祉法人が所有していても、有料老人ホームや職員寮などの福利厚生施設は、固定資産税の対象となります。ただし、地方税法で定められた一定の資産については、別途非課税申告書とともに申告していただくと非課税となります。

Q 3. 昨年と資産は同じだが、申告書の提出は必要か？

A 3. 資産に異動がなくても、申告書に代表者名、電話番号などを記載し提出してください。

Q 4. 本店・支店があるが、償却資産の申告は、本店所在地の他町村にしている。

芦北町にも申告が必要か？

A 4. 償却資産の申告は、所在地の市町村にする必要があるので、芦北町に申告してください。

Q 5. 複数で所有している資産の申告はどうしたらよいか？

A 5. 土地、家屋の共有と同じように、代表者を決めて「〇〇外〇名」として申告してください。なお、その場合按分はできませんので、納税通知書及び納付書は代表者様宛に送ります。

Q 6. 太陽光発電を設置したが、申告は必要か？

A 6. 太陽光発電が屋根材であれば、家屋として評価対象となるので申告は必要ありません。ただし、屋根材型以外の太陽光発電を事業用で使用していれば、太陽光発電の種類「住宅用」「事業用」に関係なく申告が必要です。
家庭用と事業用の両方で使用している場合は、たとえ事業用に使用する割合が家庭用に使用される割合より小さい場合であっても、その太陽光発電全体が償却資産申告の対象となります。